

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年12月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第25号**

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則（平成23年香川県規則第62号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（登録申請書に添付する書類） 第2条 共同省令第7条第6号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）～（3） 略</p>	<p>（登録申請書に添付する書類） 第2条 共同省令第7条第12号に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。 （1）～（3） 略</p>

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。